６福監第１１２号
令和６年１１月６日

請求人　　様

福津市監査委員　木村　道也
福津市監査委員　榎本　博

監査結果報告書

（「宮司地区（2・3区）」の小学校新設における市長と教育委員会の財務会計上の不当行為及び違法行為について）

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第１　請求の受付

１　請求人

住所　福岡県福津市【省略】

氏名　【省略】

住所　福岡県福津市【省略】

氏名　【省略】

(以下、両名併せて「請求人」という。)

２　請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和６年９月９日である。

３　請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書（住民監査請求書）による請求（以下「本件請求」という。）の内容は次のとおりである。

なお、原則として、本件請求の原文のまま掲載しているが、措置請求する事項について、令和６年１０月１５日付けで訂正書「福津市職員措置請求書（令和６年９月９日付け）の一部変更について」が提出されたため、かかる訂正を反映させている。

４　請求の要旨

（１）措置請求の対象となる執行機関

福津市長及び福津市教育委員会

（２）措置請求を行う理由

「宮司地区(23 区）」の小学校新設における市長と教育委員会の次の財務会計上の不当行為及び違法行為による。

① 市長と教育委員会は、令和3年12月の総合教育会議で、市長が学校用地に相応しい場所【資料A】であると認め、教育委員会が『福津市学校施設等整備計画（令和3年3月）』で学校設置に適した場所の一つとして挙げていた「中央公民館敷地」【資料B】ではなく、安全面（＊1)【＊資料C】に問題があり、その対策費が膨大になると想定される「宮司地区(2･3区）」に小学校を新設することで合意した。

その後、建設に着手した結果、物価や人件費の高騰もあるが安全対策費が嵩み、概算の建設事業費は当初の45億円から令和6年3月時点において79 億円に膨張した。

この責任は、両執行機関が当該地への小学校新設において、巨額の安全対策費が必要であることを認識していながら行った違法な行為にある。

(*1) ㋑学校用地は、「手光今川洪水浸水想定区域」、「高潮洪水浸水想定区域」、「ため池の崩壊による浸水想定区域」に指定されている場所内で、加えて、九大 杉本准教授が警告を発している「西山断層が引き起こすM7.5程度の地震と最大4m位の津波の到来が想定される区域」に位置している。【資料D】㋺文科省が「小学校施設整備指針」の中で、学校施設・設計におけるガイドラインで求めている校地環境「地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に安全であること。」に全く適合していない。

㋒「『宮司地区（2・3区）』の新設小学校が指定避難場所として相応しいかどうか」については、県の防災危機管理局は、「この場所に学校を建てることに対してどうかは言えません。ただ一つ言えるのは、防災の立場からは公共施設を建てる場合、避難所にもするとの方針があるならば好ましくありません。」と見解を述べている。【資料E】

② 教育委員会は、「宮司地区(2･3 区）」への小学校新設については既述したように市長と合意しているが、その前の段階で、地方教育行政法（教育委員会の権限）第21条第1号(＊ 2) の規定に基づき、当該地への小学校新設を決定し、同法第14条（会議）第9項(*3) の規定に沿って議事録を作成しなければならないが、それを実行していない。

また、両執行機関は文書主義の原則に沿って、教育委員会は新設小学校建設の『申出書』（資料F) を市長に、市長は『回答書』（資料G) を教育委員会宛に夫々作成しなければならないが、それも実行していない。

以上の状況下において支出される新設小学校の建設事業費は、違法な公金の支出であって認められない。

(*2) 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止すること。

(*3) 教育長は教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するように努めなければならない。

③市長と教育委員会は、「宮司地区(2・3 区）」の新設小学校の建設費を令和 4 年 12 月の『新設校の現状について』【資料 H】において、56 億円であると公表しておきながら、令和 5 年 3 月の『広報ふくつ 特集 新設校建設』【資料Ｉ 】では 45 億円であると市民に虚偽の告知を行った。

その理由は、当該地の新設小学校の建設費は、児童･生徒や周辺住民の安全確保に多額の経費を投入しても、「手光地区」の新設小学校より 1 億円少ないこと PR し、建設費についての市民・議員の糾弾を避けるためであったと想定する。

以上の両執行機関の行為は、市の主権者である市民を欺く違法な行為であって許されるものではない。

＊「学校問題に取り組んでいる諸団体」が両執行機関に対し、当該地の小学校建設事業費を 45 億円から 56 億円に修正し、『広報ふくつ』で市民に告知することを要請するも無回答であった。

④令和 6 年 8 月の教育委員会の定例会において、教育部総務課長が福間小学校の児童・生徒数の推定値に誤りがあるとして、推定値の最大値を令和 10 年の 1,874 人から令和 9 年の 1,591 人(283 人減）に訂正した結果、当該校の過密対策として、児童･生徒数 1,720 人まで収容可能な教育施設を整備する必要がないこと、それに伴い使用した巨額の整備費が不当な公金の支出に該当することも判明した。

市長と教育委員会が、年次、児童・生徒数の推定値と実数値を丁寧にチェックしていればこのような事件は発生しない、両執行機関の責任は非常に重い。

*児童・生徒数の推定最大値の数字は、教育部総務課長と毎日新聞（令和 6 年 8 月 3

0日）の記事に多少の差異あり。【資料J】

（3）市が被る損害について

市長と教育委員会が学校用地として相応しくない「宮司地区(2･3 区）」に小学校を新設することで合意し建設に着手した結果、「中央公民館敷地」においては、不必要な「児童･生徒や周辺住民の安全確保のための経費」、「民有地の買い上げ経費」、「学校用地の嵩上げ工事費」等々に莫大な公金が支出され、市の財政状況を著しく悪化させている。

（4）措置請求する事項

市長と教育委員会は、福間小学校の児童・生徒数の最大値が令和10年に1,870人に達することを前提に「宮司地区（2・3区）」への小学校建設を決定し、新設小学校開校の前年である令和8年には1,720人に児童・生徒が増加すると推定し同校の教育設備を整えてきた。

しかし、令和6年8月の教育委員会の定例会において、教育部がこれ等の数値に誤りがあったとして、同校の児童・生徒数の最大値は令和9年の1,590人（以後減少に転じる）であると訂正した。

この推定値の誤りに基づき教育設備を整えた福間小学校が、現在1,720人までの児童・生徒を受け入れ可能な状態になっていること、学校用地が災害危険区域の中にあって文科省の『小学校施設整備指針』に照らして適格でないこと、新設校の建設事業費が大幅に増え（45億円から約79億円に）、福祉やインフラ整備等に影響が出ていること等々を以って小学校の新設は中止とする。

尚、「宮司地区（23区）の小学校予定地は、水害対策の機能を有する水辺の公園を設け、地域住民や市民の憩いの場所とする。

5　事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである。

① 資料A　福津市総合教育会議（2020年7月30日）資料

② 資料B　4.新設校の建設地（図4-1建設候補地の位置図）

③ 資料C　手光今川水系手光今川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）、防災マップ（高潮）、福津市防災重点ため池ハザードマップ（禊池）

④ 資料D　cshosの日記

⑤ 資料E　小学校の過密の現状と新設校の安全性についての市と県の見解

⑥ 資料F　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく教育財産の取得に係る申出について（サンプル）

⑦ 資料G　令和2年5月21日付（令和2年5月26日受理）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく教育財産の取得に係る申出について（サンプル）

⑧ 資料H　「新設校の現状について（令和4年12月）7.概算事業費について

⑨ 資料I　特集新設校建設（広報ふくつ）

⑩ 資料J　「毎日新聞（令和6、8、30）」と記載された新聞記事

⑪ 資料K　市内小中学校児童生徒数推計まとめ、平成31年度児童生徒数（5月1日現在）、令和6年度5月1日現在児童・生徒数

⑫ 資料L　賃貸借契約書（福間小学校増築校舎賃貸借）、賃貸借変更契約書

提出された資料はすべて写しである。

６　請求の要件審査及び受理

令和６年９月２４日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和２２年法律第６７号、以下「法」という。）第２４２条所定の要件を具備しているものと認め、同日、本件請求を受理した。

第２　監査の実施

１　監査対象事項及び着眼点

宮司地区新設小学校建設事業及び福間小学校増築校舎賃貸借（以下「新設小学校建設関連事業」という。）にかかる公金の支出を監査対象である財務会計上の行為として、以下を着眼点として監査を行った。

○新設小学校建設関連事業について、新設小学校を宮司地区に建設することを前提として、契約その他の財務会計上の行為を行うことが、違法・不当か。

○新設小学校建設関連事業における公金の支出に違法・不当がないか。

２　監査対象部署

市長及び教育委員会

３　請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和６年１０月１１日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、これに出席し陳述した。

なお、陳述において新たな違法・不当原因の主張および新たな証拠の提出はなかった。

４　関係人調査

監査対象部署に対する調査

令和６年９月２５日６福監第８９号文書により、市長及び教育委員会に対して次の資料の提出を求めた。

・請求の要旨に対する弁明書
・弁明書の裏付けとなる資料

令和６年１０月７日に以下の資料が提出された。

・福津市職員措置請求に関する弁明書（６福人第８３９号、６福教総第４５５号）
・弁明書の裏付けとなる資料

１.広報ふくつ令和５年３月号（特集記事：新設校建設）
２.広報ふくつ３月号　検討候補地別の概算事業費内訳
３.福津市中期財政見通し（令和６年度～令和１０年度）
　　新設小学校建設関連事業概算事業費一覧
４.令和５年度　まちづくり計画実施計画調書

新設小学校建設始業

5．小学校施設整備指針（平成３１年３月）文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
第１章、第２節、第１、３、（１）から（４）抜粋
第２章、第１節、第１、１、（１）抜粋

6．【Ｒ６年９月　所管事務調査用資料】市内小中学校児童生徒数推計まとめ

7．令和４年度福津市一般会計補正予算（第５号）抜粋

8．福間小学校増築校舎賃借料に係る予算執行資料
①福間小学校増築校舎賃借料にかかる公募型プロポーザルの実施について
②福間小学校増築校舎賃借料にかかる公募型プロポーザルの審査結果通知について
③福間小学校増築校舎賃借料にかかる公募型プロポーザルの審査結果を踏まえた「福間小学校増築校舎賃貸借」の契約締結について（伺い）
④賃貸借契約書
⑤福間小学校増築校舎賃貸借の変更契約について
⑥賃貸借変更契約書

なお、弁明書の裏付けとなる添付資料はすべて写しである。

以下に弁明書の内容を示す 。

１　新設校の建設候補地については、令和5年3月の広報ふくつに特集記事で掲載しているとおり、選定条件を満たすことと教育環境の変化に対応するため、「手光地区」、「四角地区」、「宮司地区」の中から校種や検証項目（①開校までのスケジュール、②用地取得の有無、③校区再編の有無、④郷づくりへの影響、⑤過大規模校の緩和、⑥小・中学校9年間の連続した教育の実現、⑦コミュニティスクールの継続・発展、⑧概算事業費）を検討した結果、宮司地区に小学校1校、四角地区に中学校1校を建設する案が教育的観点から最適であると判断し、令和3年12月の総合教育会議で、市長と教育委員会が令和9年4月開校を目指す方向性で合意したものである。 また、検証項目の一つである⑧概算事業費の積算に際し、各候補地により立地や周辺の状況・条件が異なり調査等を行わなければ詳細な事業費を算出できないため、候補地選定段階では、児童・生徒数による学校の規模や必要な用地面積等により、一律に必要となる建設工事費、調査費、設計費、用地費を積算し、比較可能な検討候補地別の概算事業費として算出している。 請求人は『概算の建設事業費は当初の45億円から令和6年3月時点において79億円に膨張した。』、『巨額な安全対策費が必要であることを認識していながら行った』と主張しているが、巨額な安全対策費について具体的な明示もなく、特定されていない。他の候補地を選定しても、必要となる備品や学童保育所、通学路の整備費のほか、選定地ごとに異なる切土や盛土等による造成工事、既存施設の解体や改修工事費の追加も想定される。よって、建設事業が増額となった要因は、相対的に物価や人件費の高騰、調査による事業費の精査結果である。 さらに、請求人は、『違法な行為である』と主張しているが、具体的に違法となる法令も明示されていない。建設候補地の選定にあたっては、単に事業費の多寡ではなく、理想とされる通学圏域や児童・生徒数の推計、与える影響・効果など、総合的に判断を行

ったものである。所要の目的を達成するために必要な候補地を選定し、執行に関しては、適正価格による用地購入・補償や競争入札等、適正な事務手続きにより最少の経費で最大の効果を挙げるように執行し、地方自治法第2条第14項の規定に則り実施しており、財務会計上の不当な行為ではない。

その他の事実として、

福岡県から手光今川洪水浸水想定区域の指定が発表されたのは、令和4年5月である。

安定的かつ持続可能な財政運営上の観点から令和4年11月の総合教育会議で宮司地区の小学校1校に調整された。

文部科学省が示している「小学校施設整備指針」では、第2章施設計画、第1節校地計画、第1校地環境、1安全な環境において、(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。と示されているが、安全であるための対策・計画として、第1章総則、第2節学校施設整備の課題への対応、第1安全でゆとりと潤いのある施設整備、3地震、津波等の災害に対する安全性の確保では、(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。(3)学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、＜中略＞校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。(4)学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、＜中略＞当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとすること、＜中略＞当該建物が津波等により構造耐力上支障がある事態を生じないものであることが重要である。と示されている。

令和5年10月2日の福岡県防災危機管理局と福津市総務部の協議では、県防災指導課から市防災安全課が、①福岡県は、従来から、指定避難所、指定緊急避難場所については、浸水想定区域等の災害発生の恐れがある区域内の施設を極力避けて指定するよう助言している。②やむを得ず、危険区域内に指定するのであれば、構造上の条件（建物が鉄筋コンクリート造や、想定水位以上の高さに避難スペースがあること）を満たすことや、安全な避難経路を確保するなどの安全対策を講じること。③避難経路等に浸水の恐れがある場合には、浸水前に避難が完了するよう早めに避難情報を発令すること。万が一の浸水の場合に備え、近隣に代替施設を確保しておくこと、食料等の備蓄物資を配備しておくこと。④住民の方に安心して避難していただくようにしっかり伝えることが重要。指定する前には、住民への周知を徹底していただきたい。等の指導を受けている。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項で規定されている教育機関の「設置」とは、教育機関としての役務を提供するための、物的要素と人的要素の形態的要素を整え、かつ、教育行政の主体が教育機関を設けるという意思表示をすることであり、現段階において、教育委員会では各要素を整えておらず、教育機関を設けるという意思表示はできないことから、教育委員会の会議内容（議案）にも上程されることはなく、存在しない決定内容についても当然に、議事録を作成することは不可能である。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条では、第1項において、教育財産の管理は、教育委員会、第2項において、教育財産の取得は、教育委員会の申出をまって、地方公共団体の長が行う旨、規定されている。ただし、申出の方法についての詳細な規定はなく、必ず文書で行わなければならないものではない。そのため、教育委員会では、令和4年12月16日に福津市議会臨時会で建設用地購入費の議決を受けた後、令和5年1月27日の教育委員会定例会にて教育財産の取得に関する申出について全員賛成で可決

し、それをもって地番や地籍者名等の資料提示の上で、教育長より市長に対して口頭にて申出を行っている。法令に沿った適切な手続きを行っており、請求人が主張する『以上の状況下において支出される、違法な公金の支出』には当たらない。

３　令和5年3月の広報ふくつの特集記事（以下「本特集記事」という。）は、新設校の校種及び建設地が決定したことの周知に加え、決定に至るまでの経過を説明することを目的として掲載したものである。

経過の説明に当たっては、最終的な校種及び建設地の決定に至るまでに複数の案を俎上に載せ、それぞれの案の様々なメリット・デメリット等を比較検討したことも併せて周知する必要があると考え、その内容をできるだけ分かりやすく掲載したところである。中でもそれぞれの案の事業費の大小が選考作業を進める上での重要な判断材料の一つであったことは言うまでもなく、それらを含めた比較検討を経て、最終的な決定に至ったことを市民に理解してもらうことが重要であることから、検討時点の事業費を掲載した次第である。

一方で、新設校の校種及び建設地の決定を受けて、教育委員会がより具体的に事業費の積算を行ったものを「新設校の現状について」と題し令和4年12月に公表・周知を図ったところである。事業費については本特集記事に掲載した事業費から増額した内容となっているが、これはより詳細な条件設定に基づき積算を行った結果であることに加え、近年の人件費や物価の高騰の影響等によるものである。

本特集記事に令和4年12月に作成した「新設校の現状について」の事業費を反映することは時系列的には不可能ではなかったが、仮にそうした場合、宮司地区に小学校を建設する決定案のみ検討時点とは異なる条件設定で積算した事業費で記事を作成することになり、比較検討の経過を説明するという記事掲載の目的が果たせないため、決定案も含めて同じ条件設定で積算した検討時点での事業費を掲載したものである。

　また、本特集記事2ページのリード文においても「今回は、令和4年11月4日開催の総合教育会議で『新設小学校』建設地を宮司地区とした経緯などを、主な比較案と合わせてお知らせします。」と、令和4年11月時点でのお知らせであることを明記している。

よって請求人が主張する『市民を欺く違法な行為』には当たらない。

４　児童・生徒数の推計は、それぞれの目的に応じ、対象校区や推計期間を決めて作成しており、児童・生徒推計の差異は、「①新設小学校及び新設中学校の建設用地の選定や施設規模の算定等のため、令和4年5月に策定した新設小学校及び新設中学校基本計画の児童・生徒数推計で、令和4年から令和31年が推計期間となっているもの」と、「②翌年度の予算編成や中期的な事業計画の立案のための内部資料として作成している児童・生徒数推計で、令和6年度に作成した令和17年度までを推計期間としているもの」の違いと考えられる。

①については、令和3年度の児童・未就学児の実数、国立社会保障・人口問題研究所が算出した将来の人口増減率、過去5年間の対象地域の人口移動、校区外通学制度活用児童実数を基に、まちづくり基本構想の人口推計と比較しながら算出しているもので、当時の福間地域の中学生を含めた児童の増加率が、令和元年20.3%、令和2年10.3%、令和3年5.2%、令和4年3.5%、令和5年2.4％と、急激な変動があり、令和3年までの状況を基礎資料として作成している。

②については、令和6年4月の児童・生徒、未就学児の実数、校区外通学制度活用児童・生徒実数を基に、直近数年間の人口増減率を勘案し、年次経過による増加率を、福間南小学校区、神興東小学校区、上西郷小学校区、福間中学校区、福間東中学校区は0.5%、

福間小学校区、津屋崎小学校区、新設小学校区、津屋崎中学校区は1%、勝浦小学校区は0%、神興小学校区は2.5%として作成したものである。

①と②との比較では、各推計年度における差異は発生しているが、転入・転出、出生等の社会要因である増減率は年々変化しており、推計時点の違いにより当然推計値も変わってくるものであるため、決して①が誤った推計であるとは考えていない。

請求人は、『教育部（教育）総務課長が福間小学校の児童・生徒数の推計値に誤りがあるとして、推定値の最大値を令和10年の1,874人から令和9年の1,591人（283人 減）に訂正した結果』と主張しているが、令和6年8月の教育委員会定例会では、①と②の推計の違いや差異を述べたにすぎず、推計の誤りや訂正を行った事実はない。

また、請求人は『当該校の過密対策として、児童・生徒数1,720人まで収容可能な教育施設を整備する必要がない』と主張しているが、当時の福間小学校では、児童増加に伴い令和5年度から教室不足が発生する見込みであり、令和9年4月の新設小学校開校までに不足する教室を令和8年度までの間をリース校舎により対応することとしており、令和5年10月までに工事を完了し、校舎の引き渡しを受ける必要があったため、①の児童・生徒推計によりリース校舎の規模を決定する必要があったものである。よって、請求者が主張する『整備費が不当な公金の支出に該当する』ことも当たらない。

なお、その他の事実として、令和4年12月の定例議会に福間小学校リース賃借料に係る債務負担行為の補正予算を上程し、議決後の令和4年12月22日に同賃借料に係る公募型プロポーザルの実施を決定し、令和5年3月24日に契約を締結している。

５　中央公民館は、市の社会教育施設として、現在もその使命を果たし続けている。人生100年時代とも言われ、本市においても、今後ますます市民の心身の健康や生きがい、および市の活性化にとって、文化活動やボランティア活動の果たす役割は大きくなっていくと想定しており、推進していく必要があると考えている。候補地選定において、それらの活動が担う役割への敬意や、今後のよりよいあり方への創意工夫もないままに、令和9年（もしくはその前後）の新設小学校の開校時期に合わせたいからといって、当該施設を一方的に廃止することはできない。当施設の利用率と、市長と市教育部郷育推進課において令和3年に行った、計14回(27団体）の利用者ヒアリングにおいても、市民にとって有益な施設であり、代替施設等の用意もなしに廃止することは、津屋崎行政センターと同様、おおよそ現実的といえない。よって、中央公民館が、今現在すぐに転用可能な土地であるかのように市の計画を立てることは考えられない。

また、中央公民館を含む「手光地区」では、広報紙の特集記事でもお知らせしたとおり、福間小学校のすぐ近くに住む児童やJRをまたいで日時野や四角に住む児童まで遠くにできる新設小学校に通わせなければならない。遠いことに加え、決して人目が行き届くとはいえない通学路も含まれ、通常時の安全性の確保にも課題は多い。

６　上記1から5により、『市長と教育委員会が学校用地として相応しくない「宮司地区（2・3区）」に小学校を新設することで合意し建設に着手した結果、「中央公民館敷地」においては、不必要な「児童・生徒や周辺住民の安全確保のための経費」、「民有地の買い上げ経費」、「学校用地の嵩上げ工事費」等々に莫大な公金が支出され、市の財政状況を著しく悪化させている』との請求人の主張は当たらない。

令和６年１０月１１日に監査対象部署の職員から事情聴取を行った。

第３　監査の結果

１　新設小学校建設関連事業について、新設小学校を宮司地区に建設することを前提として、契約その他の財務会計上の行為を行うことが、違法・不当か。

（１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号、以下「地方教育行政法」という。）は、第２１条第１号で学校の設置を教育委員会の職務権限と定めている。また、同法第２８条第２項は、小学校建設用地の取得を含む教育財産の取得を「教育委員会の申出をまって」地方公共団体の長が行うと定めている。これらの定めや、学校の設置や学校建設予定地の決定にあたってはその性質上教育行政における専門技術的判断を要することなどに照らせば、法は、学校新設の要否及び建築予定地をどこに決定するかについて、教育委員会に、教育行政の観点から諸般の事情を総合考慮する合理的裁量を与えており、その判断が裁量を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときに限って違法になると解される（広島高等裁判所平成２８年１２月２０日判決（ＬＥＸ／ＤＢ２５５４５２３２）及びその原審である広島地方裁判所平成２８年２月２３日判決（裁判所ウェブサイト）参照）。

監査委員は、教育行政の観点等について教育委員会よりも専門性の点について優れている機関ではないから、上記の法の趣旨に鑑みると、監査委員による不当性審査においても、原則として教育委員会の裁量判断が尊重されなければならない。もっとも、教育委員会の裁量権行使が、本来最も重視すべき考慮要素を軽視する、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、合理性を欠くと認められる場合には、監査委員はこれを違法・不当原因として勧告することも許されると解される。このため、以下、このように考慮要素や重み付けに問題がないかという観点から検討する。

（２）請求人は、本件請求において、中央公民館も候補地であったにもかかわらず、これと比較して、安全性の面で対策費が膨大になると想定される宮司地区を建設予定地と選定したことを違法・不当原因と主張しており、措置として小学校建設の中止を求めているから、小学校新設の決定及び建設予定地の選定における「宮司地区の安全性の面での対策費」等の軽視または不考慮を指摘していると思われる。

（３）そこで、宮司地区を建設予定地として小学校の新設が決定された理由について、検討する。

（ア）市長及び教育委員会に提出を求めた資料並びに福津市ホームページで公開されている議事録等によれば、以下の経緯が認められる。

①　平成３０年１２月２０日　教育委員会の諮問に応じ、福津市立学校通学区域審議会（教育委員会の諮問に応じ調査審議する附属機関。以下「通学区域審議会」という。）が、児童生徒・保護者・地域住民の負担が最小限となる学校の新設を進めるべきである旨の答申を行った。

②　令和元年１２月１６日　竹尾緑地に小中一貫5-4制の中学校を新設（令和６年度開設）する内容の庁議決定が行われた。

③　令和２年１月２８日　福津市総合教育会議（地方教育行政法第１条の４第１

項に基づき設置され、市長及び教育委員会で構成される。以下「総合教育会議」という。）で新設校について協議がなされた。

④ 同年４月２２日　教育委員会で竹尾緑地及び手光地区に学校を新設した場合の課題等について協議がなされた。

⑤ 同年５月２１日　教育委員会から市長に対し、福間中学校区（福間中学校、福間小学校、福間南小学校）の過大規模校対策として、中学校を新設する提案について、予算措置を講じるように申出がなされた。

⑥ 同年７月３０日、同年１０月３０日　総合教育会議で新設校について協議。

⑦ 令和３年７月２９日　教育委員会で、新設校については当初予定の令和６年度開校が間に合わない現状であること、校地の用地買収が発生した場合には新設校の開校が令和９年頃になることで、過大規模校化が進むことによる諸課題に対して、教育懇話会に教育的な視点からの意見を求めることについて協議がなされた。

⑧ 同年９月１３日　教育委員会の諮問に応じ、教育懇話会が、中学校１校と小学校少なくとも１校の新設が必要である旨の答申を行った。

⑨ 同年９月２９日　教育委員会から市長に対し、時間の経過により教育環境はより一層悪化し危機的状況であることなどから、福間中学校区内または近接地に小学校の新設を行うことなどを内容とする申出がなされた。

⑩ 同年１０月２０日　教育委員会の諮問に応じ、通学区域審議会が、福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童生徒について、希望に応じ、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学を可能にすることなどを内容とする答申を行った。

⑪ 同年１２月１５日　総合教育会議で、令和９年開校を目指し、小学校及び適正規模の中学校各１校を新設する方向性が確認された。

⑫ 令和４年３月２３日　教育委員会の諮問に応じ、通学区域審議会が、宮司地区に小学校を新設することを前提に、宮司地区は１つの地域であるという考えの下に、西福間５区の児童数が減少した際には通学地域の見直しを行うこと等を内容とした答申を行った。

⑬ 同年６月１２日　総合教育会議で、同年５月に福岡県が公表した洪水浸水想定区域の地域を踏まえ、小学校候補地が浸水想定区域に位置すること等について議論が行われた。

⑭ 同年１１月４日　総合教育会議で、市の将来の財政運営に与える影響を考慮し、学校建設を宮司地区の小学校１校に絞り込むといった議論が行われた。

⑮ 同年１２月１日　市議会で、一般会計補正予算案について修正部分を除く原案が修正可決され、宮司地区を建設予定地とする新設小学校用地購入費（令和４年度～令和５年度）は承認されなかった。

⑯ 同月１６日　市議会で、宮司地区を建設予定地とする新設小学校用地購入費

（令和４年度～令和５年度）にかかる一般会計補正予算案が可決された。

⑰　令和５年１月２７日　教育委員会で、宮司地区に建設予定の新設小学校について、学校用地を取得するための「教育財産の取得に関する申出」を行うことが決定された。

（イ）学校教育法施行規則第４１条は小学校の学級数を「１２学級以上１８学級以下を標準」と定め、文部科学省は「２５学級以上の学校を大規模校、３１学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促して」いる（平成２７年１月２７日２６文科初第１１１２号文部科学事務次官通知）。また「過大規模校の新増築事業については、分離新設、通学区域の調整等適正規模化のための方策が十分に検討された上でやむを得ない場合に限り国庫負担の対象」となるから、財政面からも、過大規模校の解消が望まれる（上記通知及び普通交付税に関する省令第１２条第５項参照）。

このため、大規模校・過大規模校が生じ、または生じる可能性がある場合、対策が必要である。

市では、早くからこの課題が認識され、小学校・中学校の新設の要否について順次検討が行われていて、平成３０年頃には新設校の設置が必要との判断に至っている。その後、教育委員会は、令和５年１月２７日の教育委員会定例会において、宮司地区に新設小学校予定地の取得の申出を決定しているが、決定に至るまでの過程において、将来的な児童数減少の見込みについての考慮もなされている。

この点について、請求人は、福間小学校の児童・生徒数の推計値が「令和１０年の１，８７４人から令和９年の１，５９１人に訂正」されたとし、「市長と教育委員会が、年次、児童・生徒数の推定値と実数値を丁寧にチェック」していない旨主張する。しかし、在籍数１，５９１人であっても、大規模校・過大規模校となることに違いはなく、この事情は大規模校・過大規模校対策のため学校の新設を行う必要性に疑いを生じさせるものとはいえない。さらに、請求人が指摘するように市の文書に複数の推計値が存在することは、かえって、市長部局や教育委員会が毎年度適時に、児童実数や人口増減率などを基にした推計を行っていることを推認させ、これに沿う資料が存在する。

このため、本監査によって入手できた資料によっては、教育委員会が小学校の新設を決定した点について、考慮不尽があって合理性を欠くと評価することはできない。

（ウ）次に、宮司地区を建築予定地として選定した点について、検討する。

請求人は、宮司地区は安全面に問題があって対策費が膨大となることを考慮すべきであったのに考慮されていない旨主張する。しかし、令和４年５月の福岡県の洪水浸水想定区域の公表を踏まえ、市長と教育委員会とで構成される総合教育会議で、小学校の建設予定地の安全性について検討がなされている。なお、令和３年１２月までの検討において、大規模校・過大規模校解消など教育行政の観点

から、早急な小学校建設の必要性が明らかとなっており、中央公民館（手光）地区を含め、複数の小学校建設候補地が比較検討のうえ選定されているから、安全対策費の増大が直ちにこれを撤回変更すべき事情ということはできない。

なお、請求人は、「広報　ふくつ」の特集において、宮司地区に小学校を建設した場合の費用を４５億円と掲載したことを指摘するが、広報の掲載によって、宮司地区に建設予定地を選定したことや、その後の財務会計行為が違法・不当となるとは解されない。また、宮司地区の新設小学校は、今だ「設置」（地方教育行政法第２１条第１号）されておらず、設置にかかる議事録の不存在は、設置に先立つ教育財産の取得なりの財務会計行為の違法・不当事由とは解されない。さらに、教育財産の取得にかかる申出（同法第２８条第２項）について、文書の作成を義務付ける規定は存在しないうえ、申出の方式が後行する教育財産の取得にかかる財務会計行為の違法・不当事由になるとは解されない。

（４）　したがって、新設小学校建設関連事業について、新設小学校を宮司地区に建設することを前提として、契約その他の財務会計上の行為を行うことを違法・不当と言うことはできない。

２　新設小学校建設関連事業における公金の支出に違法・不当がないか。

（１）次に、新設小学校建設関連事業に係る財務会計行為において、公金の支出（当該行為の終わった日から１年を経過したものを除く）に違法・不当がないか検討する。

（２）このため契約を締結した事業で、かつ公金の支出までがわかる資料を教育委員会に求め、確認した結果対象となる財務会計行為は以下のとおりである。

（ア）新設小学校建設事業

①　新設小学校建設設計業務（基本設計業務）に係る財務会計行為　１件

②　新設校用地取得に係る財務会計行為　１７件

③　新設小学校建設設計業務（周辺影響調査）に係る財務会計行為　１件

④　新設小学校造成工事に係る財務会計行為　１件

（イ）福間小学校増築校舎賃貸借に係る財務会計行為　１２件

（３）上記の財務会計行為における支出負担行為（支出）について、監査を行ったが、法規違反、支出そのものが不当なものは、いずれも検出できなかった。

（４）以上によれば、新設小学校建設関連事業における公金の支出に違法・不当があると言うことはできない。

３　福間小学校増築校舎賃貸借契約の締結に違法・不当がないか。

（１）請求人は、福間小学校の過密対策について、従前の児童数の推計は訂正されており、児童・生徒数１，７２０人まで収容可能な教育施設を整備する必要がなく、このための整備費の支出が不当な公金の支出にあたる旨、主張する。そこで、福間小

学校増築校舎賃貸借契約の締結が違法・不当か検討する。

（２）福間小学校増築校舎賃貸借の契約に関する経緯は以下のとおりである。

（ア）令和３年３月策定の施設整備計画において、福間小学校児童数は、令和３年１，２２３人～令和６年１，５８６人～令和７年１，７２７人、令和９年１，８４１人、令和１０年１，８５０人と推計された。

（イ）令和４年５月策定の新設校基本計画において、福間小学校児童数は、令和４年１，２９７人～令和６年１，５０２人～令和８年１，７１９人と推計された。

（ウ）令和４年１０月３日　福間小学校児童数の推計が作成され、令和４年１，３４６人～令和６年１，５２３人～令和８年１，６２８人、令和９年１，６９３人と推計された。

（エ）同年１２月１日　市議会で、福間小学校リース校舎賃借料（３４５，０００千円に消費税及び地方消費税を加えた額）の債務負担行為にかかる一般会計補正予算（令和４年度第５号）が可決された。

（オ）同年１２月２２日　福間小学校増築校舎賃貸借にかかる公募型プロポーザルの実施が決定された。この際、実施の理由として、令和９年度からの開校に向けて新設小学校の建設が計画されているが、その間に教室不足が生じ、令和５年度に特別支援学級数が急激に増加する見込みとなっていることが挙げられていた。

（カ）令和５年２月２０日　公募型プロポーザルの審査会が開催された。

（キ）同月２８日　大和リース株式会社福岡支社を契約の相手方とする審査結果通知が行われた。

（ク）同年３月２４日　市と大和リース株式会社福岡支社との間で、校舎建設期間を同日から令和５年９月３０日までとする校舎設計業務、校舎建設工事及び校舎建設工事監理業務等を前提とし、令和５年１０月１日から令和９年３月３１日までを賃貸借期間（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）、月額賃貸借料を８，５１４，０００円（費用総額３５７，５８８，０００円。いずれも消費税及び地方消費税込）とする賃貸借契約が締結された（随意契約）。

（ケ）同年７月５日　福間小学校児童数の推計が作成され、令和５年１，４０６人～令和６年１，４８９人～令和８年１，６０１人、令和９年１，１２９人と推計された。なお、この推計は令和９年度に小学校が新設されることを前提としている。

（コ）同年８月３０日　市と大和リース株式会社福岡支社との間で、設備の追加変更や、運動場面積確保のためのプール解体によって生じる事故・トラブルの防止を狙いとする防球ネットを設置すること等を目的とし、新たに防球ネット設置期間を令和６年１月３１日までとして、令和６年２月分以降の月額賃貸借料を９，０３９，８００円（費用総額３７８，１４０，４００円。いずれも消費税及び地方消費税込）に変更する契約が締結された（随意契約）。

（サ）令和６年１月１１日　福間小学校児童数の推計が作成され、令和５年１，４０６人～令和６年１，４８９人～令和９年１，１２９人と推計された。なお、この

推計も令和９年度に小学校が新設されることを前提している。

（シ）令和６年７月２６日　福間小学校児童数の推計が２種類作成された。うち、令和９年度に小学校が新設されることを前提とする推計では、令和６年１，４６８人～令和９年９６７人とされた。令和９年の小学校の新設を前提としない推計では、令和６年１，４６８人～令和９年１，５９１人とされた（請求人が「訂正した」と指摘するものは、後者の推計と思われる）。

（３）福間小学校増築校舎賃貸借は、令和９年度の新設小学校の開校までの間の教室不足及び令和５年度に特別支援学級数が急激に増加する見込みであることを理由として締結に至っている。令和２年度以降に実施された新設校を考慮しない推計のすべてで、福間小学校の児童数は、令和３年から令和９年に小学校が新設されるまでの間に、４００人規模の児童数増加が見込まれている。また、契約の違法・不当を検討するにあたり、契約締結後の推計を参照するのは相当ではないが、令和６年７月２６日の推計によっても、３６０名規模の児童数増加が見込まれている。

したがって、前提となる児童数推計の変化を理由として、福間小学校増築校舎賃貸借契約の締結を違法・不当ということはできない。

４　結論

以上のことから、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第２４２条第５項の規定により、本件請求を棄却する。

以上